

国際仏教学大学院大学学術成果コレクション規程

(目的)

第1条 国際仏教学大学院大学学術成果コレクション（以下「本コレクション」という。）は、国際仏教学大学院大学（以下「本学」という。）の教育研究活動において作成された電子的な学術研究成果（以下「成果物」という。）を収集・蓄積・保存し、インターネットを通じて学内外に無償提供することにより、教育研究活動の発展に寄与し、社会に貢献することを目的とする。

(管理及び運営)

第2条 本コレクションの管理及び運営は、本学附属図書館（以下、「図書館」という。）が行う。

(登録対象となる成果物)

第3条 登録対象となる成果物は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 別表に掲げる資料種別のいずれかに該当するもの
- (2) 電子的フォーマットで作成されているもの
- (3) インターネットを通じて発信できるもの
- (4) 公開にあたり、法令、本学規程、情報セキュリティ、守秘義務等に照らして、問題の生じないもの

(登録申請者)

第4条 登録申請者（以下、「申請者」という。）は、所定の本コレクション登録申請書と登録を希望する成果物を図書館に提出し、図書館長の許可を得なければならない。

2 申請者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学に在籍する、又は在籍したことがある教職員または学生
- (2) 本学成果物の発行責任者
- (3) 本学が学位を授与した者
- (4) その他、図書館長が特に認めた者

(申請者の責務)

第5条 本コレクションの申請者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録しようとする成果物の著作権が、共同研究等により複数の者に帰属する場合、申請者は代表して許諾を得ておかななければならない。
- (2) 登録された成果物の内容について、責任を負わなければならない。

(登録された成果物の扱い)

第6条 図書館は、登録された成果物を次のとおり扱う。

- (1) 成果物を複製し、書誌情報を付与の上、本コレクションを構築するサー

バに格納する。

(2) インターネットを通じて無償で公開する。

(3) 保存及び利用可能性の維持のための複製・媒体変換を行う。

(著作権の帰属)

第7条 本コレクションに登録された成果物の著作権は、登録後も原著作権者に帰属する。

2 本コレクションとして形成されたデータベースの著作権は、本学に帰属する。

(登録内容の削除)

第8条 図書館は、以下の場合に本コレクションに登録された成果物を削除することができる。

(1) 申請者が所定の手続きで削除を申請した場合

(2) 図書館運営委員会の審議を経て、研究科委員会が削除を決定した場合

(免責事項)

第9条 本学は、本コレクションに登録された成果物を利用することによって発生した申請者、又は著作権者の損害については、一切責任を負わないものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、図書館運営委員会の議を経て、本学研究科委員会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成25年5月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月20日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月15日に改正し、同日から施行する。

別表

資料種別	定 義
学術雑誌論文	本学紀要、仙石山仏教学論集、学外団体の学会誌の論文
研究報告書	科研費等研究助成金による研究成果の報告書
学位論文	博士論文、論文要旨・論文審査の結果の要旨
図書	図書全体、図書の一部（図書に掲載された論文等）
電子資料	電子出版されたドキュメント
会議資料	講演会資料、研究会資料、会議録
広報誌	いとくら、受贈資料リスト